

## 岡山県民の健康づくりの推進に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは岡山県民（以下「県民」という。）の健康づくりの推進に向けた相互の連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力をを行い、県民の健康づくりの推進に向けて取り組むことで、県民の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

### （連携及び協力する分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携及び協力をを行うものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関すること
- (2) 熱中症予防に関すること
- (3) 食育の推進に関すること
- (4) 災害時における飲料及び食料品の提供並びに災害対策に関する情報提供に関すること
- (5) その他県民の健康増進に関すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密、個人情報等を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （変更及び解除）

第5条 甲又は乙がこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令、条例又はこの協定に違反した場合には、この協定を解除することができる。

### （疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項で定める必要がある場合又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月15日

甲 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 広島県広島市西区楠木町1-14-31  
大塚製薬株式会社  
広島支店長

白石 翔一